# 新型コロナワクチン 「令和5年春開始接種」について

「令和5年春開始接種」は、令和5年5月8日~8月31日の期間にオミクロン株対応ワクチンを1回接種できます(対象者以外は接種できません)。 なお、接種費用は無料です。

# ◆対象者

1、2回目接種を終了し、最後に接種した日から3か月以上経過した下記の方(オミクロン株対応ワクチンを令和5年5月7日までに接種していても、この期間に追加で1回接種できます。)

- ①65歳以上の方
- ②5~64歳の基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③ 医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者
- ※上記①~③の方は「令和5年秋開始接種(9月~12月)」の期間にもう1回接種できます。
- ※5~11歳の方で、今までにオミクロン株対応ワクチンを接種したことがなければ、令和5年春開始接種の期間でも、1回接種ができます。

#### ◆予約開始日

5月1日(月)9:00より開始予定 ※接種券が届いた方は予約ができます。 市役所窓口での予約開始は5月9日(火)からになります。

#### ◆使用ワクチン

オミクロン株対応ワクチン(BA1、BA4/5)

#### ◆接種券発送日

予約の混乱を避けるため、前回の接種時期ごとに順次発送します。

4月20日時点での予定は以下のとおりです(今後変更になる場合があります)。

上記対象者②、③の基礎疾患を有する方や医療従事者等の接種券発送の申請方法は「裏面」をご覧ください。

また、接種対象の方で、使用してない接種券(予診票)がお手元にある方は、引き続きその接種券を使用してください。

前回接種日(最後に接種した日)		接種券の発送時期
令和4年 9月20日~11月30日	<b>→</b>	4月25日頃発送
12月 1日~12月31日	$\rightarrow$	5月中~下旬頃
令和5年 1月 1日~ 3月31日	$\rightarrow$	6月上旬頃
4月 1日~ 5月 7日	$\rightarrow$	6月下旬頃

く問い合わせ先>

稲敷市健康増進課 電話 029-840-5170

月~金(祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

裏面もご覧ください

# 65歳未満の基礎疾患を有する方や医療従事者等の接 種券発行の申請について

# ◆注意事項(必ずお読みください)

- •65歳以上の方は申請不要です。市より自動的に発送いたします。
- ・基礎疾患を有する方は、前回接種(令和4年5月以降)の際に申請されていれば、申請不要です。市より自動的に発送いたします。
- ■5~11歳の基礎疾患を有する方で、5月7日までにオミクロン株対応ワクチンを接種された方は、5月8日~8月31日の期間にオミクロン株対応ワクチンの追加の接種ができます。
- 医療機関・高齢者施設等の従事者は、前回接種で申請された方も再度申請が必要です。

# ◆申請方法

電話は混み合いますので、なるべくメールフォームからの申請をお願いします。

メールフォームからの申請



←基礎疾患を有する方



←医療従事者等

- ■電話で申請(稲敷市健康増進課 029-892-2000)
- ※基礎疾患の申請に診断書等は必要ありません。ただし、接種対象となるかどうかは、接種 当日の医師の判断となります。

# ◆接種券の郵送時期

前回の接種日によって順番に送付いたします。発送時期については「表面」をご覧ください。

# ◆予約方法・接種について

接種券が届き次第、稲敷市予約サイトから予約ができます。

※勤務先医療機関・施設で接種される場合は、勤務先にご確認ください。

#### ◆基礎疾患一覧

以下の病気や状態の方で、通院/入院している方。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、主治医にご相談ください。(下記のほか、重症化リスクが高いと医師が認める方も対象となります。)

#### ●18歳以上の方の場合

①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む。) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病 (肝硬変等) ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。) ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)※精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する方に該当します。 ⑮BMI が 30 以上である。※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

#### ●18 歳未満の方の場合

①慢性呼吸器疾患 ②慢性心疾患 ③慢性腎疾患 ④神経疾患・神経筋疾患 ⑤血液疾患 ⑥糖尿病・代謝性疾患 ⑦悪性腫瘍 ⑧関節リウマチ・膠原病 ⑨内分泌疾患 ⑩消化器疾患・肝疾患等 ⑪先天性免疫不全症候群、HIV 感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 ⑫その他の小児領域の疾患(高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)